

三木市記者発表資料 (令和7年6月24日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 市民課	課長 西本敬子 (内線 2370)	戸籍係	0794-82-2000 (内線 2377)

タイトル
<b>戸籍氏名の振り仮名通知ハガキが発送されます 届いたら必ず振り仮名の確認を！</b>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>・戸籍氏名の振り仮名を本籍地市区町村から通知します。</li><li>・本籍地が三木市の方へは、6月25日に通知ハガキの発送を開始します。</li><li>・ハガキが届いたら、必ず振り仮名の確認をお願いします。</li></ul>
説明文
<p>これまで、戸籍に氏名の振り仮名は記載されていませんでしたが、改正戸籍法の施行（令和7年5月26日）により、氏名の振り仮名が戸籍に記載されることになりました。</p> <p>それに伴い、本籍地の市区町村は、施行日以降遅滞なく、改正法施行の際に戸籍に記載されている者に対し、住民票で便宜上保有しているふりがな情報を戸籍に記載される予定の振り仮名として通知することになっています。</p> <p><b>1 三木市の発送予定日</b>      令和7年6月25日（水）ハガキで通知します。</p> <p><b>2 通知後の流れ</b></p> <p>(1) 通知ハガキが届いたら振り仮名を必ず確認してください。 ア 振り仮名に間違いがなければ、届出は不要です。 イ 振り仮名に間違いがあれば、正しい振り仮名を届出してください。</p> <p>(2) 届出の方法 オンライン(マイナポータル)での届出が便利ですが、郵送や最寄りの市区町村の窓口で届出することができます。 届出期限：令和8年5月25日まで</p> <p>(3) 振り仮名の届出があれば、随時戸籍に記載され、住民票へも連携して記載されます。</p> <p>(4) 届出がなかった場合は、令和8年5月26日以降に通知された振り仮名が戸籍に記載され住民票へも連携して記載されます。</p> <p><b>3 ホームページ</b> <a href="https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/21/81147.html">https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/21/81147.html</a></p> 

本案件は次の SDGs 目標に関連します。

